

(参考様式 1 - 2)

事前点検シート

ふりがな	みのぶちょう	ふりがな	みのぶちょうあけぼのだいずせいさんちくかつせいかけいかく
計画主体名	身 延 町	活性化計画名	身延町あけぼの大豆生産地区活性化計画
計画期間 事業実施期間	令和5年度 ~ 令和7年度 令和5年度 ~ 令和6年度	総事業費 (交付金)	103,448 千円 ( 49,910 千円)
活性化計画目標	交流の促進 地域産物の販売額の増加 都市農山村交流人口の増加 高齢者・女性等地域住民活動・生活支援 加工品新商品開発数	事業活用活性化計画目標	交流人口増加により農山村活性化 地域農産物等の販売額の増加 10,623 千円増加 都市農山村交流人口の増加 2,622 人増加 高齢者・女性等地域住民活動・生活支援 加工品新商品開発数 2 年間で 1 品目の新商品開発

計画主体 確認の日付	令和5年 2 月 1 日	農林水産省 確認の日付	年 月 日
------------	--------------	-------------	-------

1 計画全体について

番号	項 目	チェック欄		判 断 根 拠
		計画主体	農林水産省	
1-1	活性化計画の目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか。	<input type="radio"/>		本計画は地域間交流施設及び加工施設の整備を行うことで、地域農産物の販売促進、交流人口の増加に寄与、地域の農産業活性化を目的としており、法律および同法に基づき国が策定する基本方針に適合している。
	事業活用活性化計画目標及び評価指標の設定内容に対し、交付対象事業の構成が妥当なものか。	<input type="radio"/>		事業活用活性化計画目標及び評価指数は、目標達成に必要な利用計画によって見込まれる効果を踏まえたものである。 地域農産物等販売額の増加 10,623 千円増加

				<p>交流人口の増加 2,622人の増加</p> <p>加工品新商品開発数 2年間で1品目の新商品開発</p> <p>とし、地域間交流拠点整備をおもな目的として設定しており、交付対象事業を農林水産物処理加工施設、地域連携販売力強化施設、農林漁業・農山漁村体験施設の整備としているため、妥当と言える。</p>
	活性化計画の目標と事業活用活性化計画目標との整合が取れているか。	○		活性化計画と事業活用活性化計画いずれにおいても地域間交流促進及び地域連携販売力強化を目標としているため整合性が取れている。
1-2	計画主体は、改善計画期間中の活性化計画を実施中ではないか。	○		新規の申請であるため、改善計画期間中の活性化計画はない。
1-3	市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか。	○		身延町総合計画（2017～2026）において「産業の振興」と「多様な交流の力を活かす」を施策の基本としており、特にあけぼの大豆に関しては量産・加工・販売域の拡大が町の将来を担う農産業の主役格として位置づけられている。
1-4	活性化計画及び事業実施計画は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等との話し合いの検討状況（開催日、出席者、検討結果等）が分かる資料が添付されているか。	○		<p>・味噌加工所の整備に向けて、農林漁業関係者による検討会を9回開催。（コロナ禍で人数を制限して実施）</p> <p>令和4年8月30日 味噌加工施設検討会 5名出席 （うち女性2名）</p> <p>令和4年9月1日 味噌加工施設検討会 5名出席 （うち女性2名）</p> <p>令和4年9月8日 味噌加工施設検討会 5名出席 （うち女性2名）</p> <p>令和4年9月10日 味噌加工施設検討会 10名出席 （うち女性3名）</p> <p>令和4年9月20日 味噌加工施設検討会 5名出席 （うち女性2名）</p>

				<p>令和4年9月22日 味噌加工施設検討会 11名出席 (うち女性4名)</p> <p>令和4年10月11日 味噌加工施設検討会 6名出席 (うち女性3名)</p> <p>令和4年10月21日 味噌加工施設検討会 9名出席 (うち女性3名)</p> <p>令和4年11月24日 味噌加工施設検討会 5名出席 (うち女性2名)</p> <p>・味噌加工体験施設の整備に向けて、農林漁業関係者や地域住民に対する説明会を1回開催。</p> <p>令和4年12月21日 地域計画説明会時説明 35名出席 (うち女性1名)</p> <p>上記検討会や説明会で検討した内容や意見をもとに、活性化計画及び事業実施計画を策施している。(別添資料：会議等議事録)</p>
	活性化計画の策定に当たり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか?	○		<p>農林漁業者向けの検討会を9回、地元説明会を1回開催し、のべ出席者96人のうち女性の出席者は24人で、割合は25%であった。</p>
1-5	事業の推進体制は確立されているか。	○		<p>・身延町あけぼの大豆振興協議会を中心に行われており、規約もある。</p>
1-6	活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか(発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要)。	○		<p>当地区の活性化促進を図るために、総合交流施設として都市からの来訪者の多い「道の駅しもべ」を整備する。また、同施設は近年アニメの舞台となっており、モデル地巡りとして町内でも最も来訪者数が増えている。加工処理施設としては近年の給食センターの統廃合で使用を終えた(旧)中富町給食センターをあけぼの大豆味噌の製造の基地として整備する。双方とも既に建物はあり、用途も今回の使用目的に合致しており、低額の改修費で大きな効果が狙えるとともに、事業内容との整合性は確保されている。</p>

	農山村への定住促進を事業活用活性化計画目標をする場合は、地方版総合戦略や地方人口ビジョンとの整合が取れているか	—		る。 該当なし
1-7	計画期間・実施期間は適切か。	○		計画期間は令和5年度～令和7年度の3年間、事業実施期間は令和5年度から令和6年度の2年間であり、適切である。
1-8	事業実施に必要な要件（許認可等）はあるか。あれば、許可を受けているか。	—		該当なし
1-9	交付対象事業費は交付限度額（事業費×交付額算定交付率）の範囲内か。	○		<p>【給食センター】</p> <p>全体事業費：66,329,774円          交付対象事業費：63,495,220円          交付限度額：31,747,000円（交付対象事業費 63,495,220円×交付額算定交付率0.5=31,747,000円）</p> <p>【道の駅しもべ】</p> <p>全体事業費：37,118,340円          交付対象事業費：36,327,400円          交付限度額：18,163,000円（交付対象事業費36,327,400円×交付額算定交付率0.5=18,163,000円）</p> <p>交付要望額は交付限度額の範囲内となっている。</p>
1-10	活性化計画区域の設定は適切か（発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要）。	○		<p>身延町あけぼの大豆生産地区活性化計画では、用途区域を除く身延町全体を区域としている。当地区の農林地は、区域面積の83.1%を占めており、また、農業従事者数は全就業者数の13%を占めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農林地面積（25,095a）÷区域面積（30,113.7ha）＝83.3%</li> <li>・農業従事者数（97人）÷地区内就業者人口（753人）＝13.0%</li> </ul> <p>「定住等及び地域間交流の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な方針の公表について（令和4年9月30日）」第四の3の①において活性化計画の区域は、当該活性化計画を作成する地方</p>

				公共団体の区域であって、法第3条各号に掲げる要件に該当すると認められる範囲で定めるとされている。また、第二の1において、法第3条第1号に掲げる要件について、農林漁業が重要な地域であると認められること、そして、当該地域において定住等及地域間交流を促進することが当該地域を含む農山漁村の活性化を図るために有効であることとされており、区域設定は適切である。
--	--	--	--	---

## 2 個別事業について

番号	項目	チェック欄		判断根拠
		計画主体	農林水産省	
2-1	自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか。	○		対象とするものではない。
2-2	土木・建築構造物等の施工に当たっては、各種関係法令及び設計基準に基づく構造検討を行い、十分な安全性等を確保するものとなっているか。また、設計・施工等における検査体制が確保される見通しはあるか。	○		建築士に依頼し、建築基準法や同施行令に基づく検討を行い十分な安全性を確保している。また、施工監理については別途監理委託業務を行い、検査体制を確保する予定である。
	実施要領別記3の別表2の事業メニュー欄に掲げる㉓の都市農山漁村総合交流促進施設、㉔の地域資源活用交流促進施設、㉕の地域連携販売力強化施設、㉖の農林漁業・農山漁村体験施設のうち滞在施設、㉗の教養文化・知識習得施設、㉘の地域資源活用起業支援施設及び㉙の高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設のうち地域住民活動施設の整備については、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に基づく基準及び構造、設置場所、コスト等の制約を受けるものを除き、木造及び内装の木質化に積極的に取り組んでいるか。	○		㉔地域資源活用交流促進施設（＝道の駅しもべ）整備に関しては、熱水を多量に使用する厨房に関してはウレタン系床材を使用するが、貯蔵庫に関しては地元産の杉無垢材を使用する。 ㉕地域資源活用交流促進施設（＝給食センター）に関しても味噌貯蔵庫及び作業場の床は地元産の杉無垢材を床材に使用する。

	木造の施設整備を行う場合、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）、木造の継手及び仕口の構造方法を定める件（平成 12 年建設省告示第 1460 号）等に基づく耐力壁等の基準を満たすものとなっているか。	○		両施設とも仕上げ材の改修であるため該当しない。
2-3	増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、実施要領別記 3 に定める基準を満たしているか。	○		両施設とも既存施設の再利用であり、工事範囲は内外装の改修が主な工事となる。既存内外装材は取り壊し撤去処分とするがそれらに掛かる経費は交付対象としていない。
2-4	交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 34 号）別表等による耐用年数がおおむね 5 年以上のものであるか。	○		減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第34号）別表の年数表から、耐用年数は5年以上のものである。 <b>㊸地域資源活用交流促進施設【道の駅しもべ】</b> ・建物：17年 ・内装設備：15年 ・電気設備：15年 ・空調設備：15年 ・給排水設備：15年 ・厨房機器：10年 <b>㊹地域連携販売力強化施設【給食センター】</b> ・建物：38年 ・内装設備：15年 ・電気設備：15年 ・空調設備：15年 ・給排水衛生設備：15年 ・厨房機器：10年
2-5	事業による効果の発現は確実に見込まれるか。			
	費用対効果分析の手法は適切か（農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策のうち農山漁村発イノベーション等整備事業）費用対効果算定要領（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農振第 3018 号	○		農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策のうち農山漁村発イノベーション等整備事業）費用対効果算定要領に基づき、年効果額を第 4 の 5 地域間交流効果の（3）農林漁業体験等

	農林水産省農村振興局長通知) により適切に行われているか。 (発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要)。			効果及び第4の6地域活性化効果の(2)地域資源加工効果及び (5)就業機会増加効果により算定。年効果額は13,203千円、総合耐用年数は12.6年、還元率は0.1026、妥当投資額は128,684千円、廃用損失額は0円、投資効率は1.28である。
	上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか (発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要)。	○		算定結果は1.28であり基準を満たしている。
	実施要領別記3の別表2の事業メニュー欄に掲げる㊸自然・資源活用施設の整備については、温室効果ガス排出量の削減目標が適切に設定されているか。	—		該当なし
2-6	事業内容、事業実施主体等については実施要領別記3に定める要件等を満たしているか。	○		事業主体は身延町であり、身延町は特定農山漁村地域に全指定されていることから要件を満たしている。㊹地域資源活用交流促進施設は交流促進型の施設として整備、㊺地域連携販売力強化施設は生産加工貯蔵施設として整備するものであり、いずれの施設の整備も実施要綱に定める要件等を満たしている。
2-7	個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか。	○		身延町が事業主体となって施設を整備し、完成後は両施設とも指定管理による運営管理を行う予定であるため、個人に対する交付ではなく目的外使用の恐れはない。
2-8	施設等の利用計画が作成されているか、またその利活用の見通し等は適正か。			
	地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか。	○		様々な施設が近年のコロナ禍による外出制限の影響を受けているが、道の駅しもべに関しては、人気アニメ(ゆるキャン△)のモデル地として来客数が増加しており、今後ともこの状況は続く見通しである。一方で山梨県の推進するワーケーションの基地としての整備も行われ、新しいレジャーを求める人々の来訪が年々増加してきているため、見通しは適正である。
	近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか。	○		道の駅しもべに関しては、同町には県営の道の駅みのぶ(富士川観光センター)が類似施設としてあるが、道の駅みのぶは総合レ

			<p>ジャーセンター的な施設であり道の駅しもべとは対照的なアクティブな遊びを楽しむ場所であることから競合の恐れはない。むしろ土産物売り場では県内の名品を販売しているため、あけぼの大豆味噌の販路として期待できる。</p> <p>給食センターに関しては、地域で味噌づくりを行っている団体や、個人的に味噌づくりを行っている町民がいる程度で、今回計画されているような出荷を目的とした施設はないため競合の恐れはない。</p>
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか。	○		<p>道の駅しもべは、これまで開催された「味噌づくり体験イベント」等の資料を基に利用対象者・利用時期について検討を重ねている。給食センターに関しては、任意団体で味噌づくりを行ってきた体験をもとに収穫量と製造量そして製造時期・出荷時期などを基に通年の利用計画を打ち立てている。</p>
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか。	○		<p>道の駅しもべは、これまで利用してきた経験をもとに回転釜の大きさ・個数・性能を事前調査し、今後の展望、人員配置計画等で施設規模・設置場所を計画している。</p> <p>給食センターに関しては動員人数と収穫量から機器類の規模設定・動員人数・製造量・熟成期間と出荷時期を考慮したスムーズな稼働を目標に利用環境を検討している。</p>
ブランド化計画、広報・宣伝計画、販路拡大計画等施設の経営戦略や運営体制が十分に検討され、その内容が利用計画に具体的に記載されているか。	○		<p>道の駅しもべは、身延町が人気アニメ（ゆるキャン△）のモデル地としてファンにより SNS や Youtube 等のインターネットを介した広報・宣伝してされたと言う状態であり、アニメの名前を冠した初めてのキャンプ場も併設された。同施設では特設展示ホールを設けファンの方々を受け入れるとともにイベントを企画し、様々な広報・宣伝を行っており、積極的な経営戦略を打ち立ててきている。</p> <p>給食センターに関しては、あけぼの大豆は令和4年3月に地理的</p>



				表示（GI）保護制度を取得しているため、ブランド商品としての価値は認められている。本計画は折角取得したブランドをいかに活用するかという視点で進める。既に町内及び観光施設（身延山や下部温泉等）や飲食店でもあけぼの大豆加工品等が並んでいる。販路の受け皿は既に確立されており、これから先はインターネットを使用しての販路拡大を計画している。このように経営戦略・運営体制は既に検討がなされており、あとは製造を待つだけという状態にある。
2-9	施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか。	○		道の駅しもべに関しては、授乳室、令和3年には利用者用のシャワー室や多目的駐車場等を整備しており、既に女性に配慮した取り組みがなされている。 給食センターに関しては、女性従業員が気持ちよく働けるような施設を目指し、女性でも使用しやすい調理器具等の聞き取り調査等、女性従業員への配慮取り組みを行っている。
2-10	事業費積算等は適正か。			
	過大な積算としていないか。	○		本計画は既存建物の再利用であり、基本的に味噌づくりと貯蔵のための施設内外装材リフォームが主な工事となる。そのため使用に耐える部分（壁や天井）は出来るだけ現状利用しているため必要最低限の整備である。積算は積算資料・建設物価・建築施工単価等の公的積算基準により適切に積算を行っている。
	建設・整備コストの低減に努めているか。	○		構造体はそのまま利用し、食品加工・貯蔵の見地から必要と考えられる改修を主な工事項目としている。使用に耐える部分（壁や天井）は出来るだけ現状利用し、建設・整備コストの低減に努めている。
	付帯施設は交付対象として適正か（必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか）。	○		付帯施設としては給食センターの搬入路があるが、現在階段により出入りしている部分を台車で荷物を搬出入する予定なのでその部分のみスロープに作り替える。この付帯施設は使用目的から必

				要であり、交付対象として適正である。
	備品は交付対象として適正か（汎用性の高いものを交付対象としていないか。）。	○		両施設とも備品は味噌づくりの機器類（回転釜・洗豆機・袋詰め機器類）であり、汎用性は低い。
2-11	整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か。	○		㉕の加工実習室は、道の駅しもべ内に整備するため、既に十分な駐車場・キャンプ場が整備されており、キャンプ利用者・バーベキュー利用者・レストラン利用者・みやげもの購入者、ゆるキャン△ファン等で常に人の出入りがあり、「交流」と言う目標に対し、立地性・利便性・設置目的に合致している。 ㉖に関しては、給食センターとして利用されているため、公道からの搬入路は既に整備されている。建物自体トラックでの搬入を目的として建てられているので設置目的は適正である。また急斜面の多い土地柄の身延町で、広大な敷地が既に用意されていることも適正な場所と判断する。
2-12	施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか。	○		両方施設とも既存の身延町の施設であり、道の駅しもべは、現在運営中の施設の改修であり、給食センターについても空き施設の改修のため施設用地は確保されている。
2-13	体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、実施要領別記3に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか。	—		該当なし
2-14	交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か。			
	実施要領別記3別表2の（1）生産基盤及び施設の整備のうち、生産機械施設の㉓高生産性農業用機械施設等の低コスト耐候性ハウス並びに処理加工・集出荷貯蔵施設の㉗農林水産物処理加工施設及び㉘農林水産物集出荷貯蔵施設については、強い農業・担い手づくり総合支援交付金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第2890号農林水産事務次官依命通知）別記1のⅡのⅡ-1の第2の4の（2）事業の交付対象上限事業費の基準に照らし適正で	—		該当なし

	あるか。			
	整備する施設の延べ床面積の合計が 1,500 m <sup>2</sup> 以内か（既存施設は除く）。	○		整備する施設の延べ床面積はそれぞれ以下のとおりであり、それぞれ 1,500 平方メートル以下で適正である。 ⑤地域資源活用交流促進施設 852 m <sup>2</sup> ⑥地域連携販売力強化施設 596 m <sup>2</sup>
	施設の上限事業費は、延べ床面積 1 m <sup>2</sup> 当たり 29 万円以内であるか（既存施設については、1,500 m <sup>2</sup> 以内の交付算定額となっているか）。	○		⑤地域資源活用交流促進施設 交付金希望額 18,163,700 円 上限事業費 852 m <sup>2</sup> ×290,000×1/2=123,540,000≧交付要望額 ⑥地域連携販売力強化施設 交付金希望額 31,747,610 円 上限事業額 596 m <sup>2</sup> ×290,000×1/2=86,420,000≧交付希望額 であるため適正である。
2-15	地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか。			
	地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか。	○		原材料のあけぼの大豆は、町内各所の農業者が生産している。その人気により他の農産物からあけぼの大豆に切り替える農家も増加していることから、原材料を仕入れるうえで農協や各農家及び地域の生産組織との連携を行い、安定した味噌づくりを行えるよう取り組む。
	生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか。	○		あけぼの大豆は令和の大嘗祭の献上品として選ばれ、更に令和 4 年には地理的表示（GI）保護制度に認定されており、既にブランド農産物として扱われている。この先の目的は販売力の強化であるが、⑥地域連携販売力強化施設で安定した加工生産、⑤地域資源活用交流促進施設でさらなる知名度アップを目指すことで、販売力を強化する。そのためにはこの 2 施設の整備は必要である。
	1 年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか。	○		原材料の大豆は乾燥食材であるためストックが可能である。味噌作りに関しては一般的には雑菌が繁殖しにくい冬季に仕込むが、雑菌や味噌の保存場所に注意していれば一年中仕込むことができる。今回は両施設とも通年の仕込みを可能にするため貯蔵庫を冷

				蔵にすることで継続的な雇用と所得を生み出す施設とした。
	6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか。	○		地域農産物を加工し付加価値を付けて販売するため六次産業化の促進に寄与する施設である。また、加工や指導員、販売には女性スタッフを積極的に雇用する予定である。
2-16	事業実施主体の負担（起債、制度資金の活用等を含む。）について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか。	○		本町では町の施策課題に位置付けており、事業主体の負担については、起債計画に関し、町内で関係部署と充分検討調整を行っている。
2-17	入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か。	○		本町では1億円未満の工事などは県内や町内の中小企業に積極的に受注してもらうために「指名競争入札事務処理要領」を定めているため、事業費1億円未満の工事については指名競争入札に付す予定である。
2-18	整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みがあるか。			
	維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか）。	○		両施設とも指定管理によって運営していく予定である。また、一定以上の施設修繕については身延町が負担する予定である。今回整備した施設の管理・運営が適正にできるように条例などの制定・改正及び指定管理における協定書の変更等も必要に応じて行う予定である。
	収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費が5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか。	○		各施設とも収支計画を策定した。 ㊸地域資源活用交流促進施設及び㊹地域連携販売力強化施設は経営診断を受け、適正と判定済みである。
2-19	他の事業との合体施策等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか。	—		該当なし
2-20	他の事業への重複申請（予定も含む。）はないか（ある場合には、事業名を記載すること）。	—		該当なし
2-21	生産振興を主たる目的とする施設整備等ではないか。	○		主たる目的は農産物の安定的供給体制の構築を基本に、生産体制の安定化を図り、知名度を高める施設であり、産地競争力の強化

				に資する取り組みではない。
2-22	他の施策（強い農業・担い手づくり総合支援交付金等）において交付対象となる施設等ではないか。	○		ほかの施策において交付対象となる施設ではない。
2-23	農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）実施要領（令和4年4月1日付け3農振第2921号農林水産省農村振興局長通知）別記3の別紙2（以下「配分基準別紙」という。）による優先採択ポイントの加算対象となる取組があるか（ある場合は配分基準別紙における取組名を記載するとともに、その根拠資料を提出すること）。	○		中山間地農業ルネッサンス事業実施要項第2に規定する地域別農業振興計画を策定している。

注1 項目について該当がない場合はチェック欄に「-」を記入すること。

2 活性化計画を公表する場合、添付資料を併せて公表するものとする。

3 事前点検シートについては、農林水産省で内容を確認するため、根拠となる資料も合わせて提出すること。